

農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書

令和 4 年（2022 年）4 月 20 日付けで申請の下記農地の転用を目的とする所有権の移転のことは、農地法第 5 条の規定に基づき次のとおり許可する。

令和 4 年（2022 年）5 月 13 日

神崎市農業委員会 会長 西村 睦雄



譲渡人 住所 神崎市千代田町境原1078番地3
氏名 山崎 茂利

譲受人 住所 佐賀市兵庫北二丁目27番16号
氏名 (株) トーヨーハウジング
代表取締役 吉岡 政弘

記

1 転用の目的 建売分譲住宅

2 許可する土地の表示 神崎市千代田町

土地の所在		地番	地目		面積 m ²	所有者 氏名	備考
大字	字		登記簿	現況			
境原	一本柳	1078番6	畑	畑	620	山崎 茂利	
以下余白							
計		620 m ²			田畑	— m ² 620 m ²	